

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の整備、改正を求める意見書

政府においては、福島第一原発事故の反省を踏まえ、安全第一主義をもって対処し、原子力発電所の再稼働の可否については順次判断し、全ての原発について3年以内の結論を目指し、その安全性については原子力規制委員会の専門的判断に委ねるとしている。そうした中、原子力安全のための規制や制度の見直しを図るため、重大事故対策の強化、バックフィット制度の実施、40年運転の制限の導入など、原子力安全規制の転換等を目的とした原子炉等規制法その他関係法令の改正が順次施行される予定である。

しかし、改正原子炉等規制法にうたうバックフィット制度の実施や40年運転制限の導入をもってしても、当該原子力発電所の運転停止が行えるのみであり、廃炉決定の権利は依然事業者にあり、要請という行政指導のみの対応となる。事業者が経済上や、廃炉後の核燃料、施設の処理等を理由にこれを拒否すれば、現状の運転停止状態と何ら変わることはない。これは、国民が切望する真に安全な原子力発電所の運用とは乖離するものと言わざるを得ない。

国においては、これらを踏まえ、原子力発電所はもとより、全ての原子炉における廃炉に関する行政権限を有した法律への改正、また廃炉後の設備、核原料物質及び核燃料物質の適切な最終処理が行われる法整備を早急にとることを強く要望し、全ての国民が納得し得る原子力行政が行われることを切望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月21日

大垣市議会